

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日がと日  
の翌日)

## 目次

◇規則 とつとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則 (公園都市政策課)

市町村に對して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則 (市町村振興課)

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (職員課)

公布された規則のあらまし

◇とつとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則

一 とつとり県民の日、九月の第二土曜日及びその翌日において徴収しない使用料等は、次のとおりとした。

- 1 健康増進センターの使用料のうち、体育施設使用料及び入浴施設使用料
- 2 産業体育館の使用料のうち、施設使用料 (専用利用の場合にあっては、とつとり県民の日の趣旨にふさわしい行事 (以下「ふさわしい行事」という。) を行うときに限る。)

3 布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園 (燕趙園を除く。) の集会、展示会その他これらに類する催しに係る使用料 (ふさわしい行事を行う場合に限る。)

4 布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の公園施設の利用に係る使用料のうち、次に掲げるもの

(一) 布勢総合運動公園の陸上競技場 (トレーニングルームを除く。)、野球場、第一補助競技場、第二補助競技場、鳥取県民体育馆 (トレーニングルームを除く。) 及び多目的広場並びに東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター (トレーニングルーム及びカヌー艇庫を除く。)、アーチエリーオー場及び屋根のある多目的広場の使用料 (専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)

(二) 布勢総合運動公園の陸上競技場のトレーニングルーム及び鳥取県民体育馆のトレーニングルーム並びに東郷湖羽合臨海公園あやめ池スポーツセンターのトレーニングルームの使用料

(三) 布勢総合運動公園のテニス場及び東郷湖羽合臨海公園のテニスコートの使用料 (多数のコートを貸し切る場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)

## 鳥取港海友館の使用料

6 みなとさかい交流館の使用料のうち、次に掲げるもの

(一) マリンプラザ二十一の使用料

(二) 会議室の使用料 (ふさわしい行事を行う場合に限る。)

7 県立博物館の使用料のうち、次に掲げるもの

(一) 入館料

(二) 展示室等使用料 (ふさわしい行事を行う場合に限る。)

- 8 県営鳥取武道館、県営米子武道館及び県営倉吉武道館の使用料のうち、施設使用料 (貸切りの場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)
- 9 県営屋内プールの使用料のうち、次に掲げるもの

## (一) プールの使用料

(二) 研修室の使用料 (ふさわしい行事を行う場合に限る。)

10 倉吉体育文化会館の使用料のうち、施設使用料（専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。）

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一 各市町村の基準財政収入額のうち、次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第三条～第五条関係)

(一) 市町村民税の所得割に係る基準税額

(二) 市町村たばこ税に係る基準税額

(三) 自動車取得税交付金に係る基準額

二 1 この規則は、公布の日から施行し、平成十年度分の普通交付税から適用することとした。

2 平成十年度の各市町村の基準財政収入額に加算する市町村民税の所得割に係る特別減税による減収相当額の算定方法を定めることとした。

## 規則

とつとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則

## 鳥取県規則第三十四号

とつとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則

一 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号）第四条の規定に基づく使用料のうち、体育施設使用料及び入浴施設使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。

二 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成九年三月鳥取県条例第一号）第七条の規定に基づく使用料のうち、施設使用料（専用利用の場合にあっては、とつとり県民の日の趣旨にふさわしい行事（以下「ふさわしい行事」という。）を行うとき）に限る。)

三 鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）第八条第一項の規定に基づく使用料のうち、鳥取県立布勢総合運動公園及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く。）の集会、展示会その他これらに類する催しに係る使用料（ふさわしい行事を行う場合に限る。）

## 四 鳥取県都市公園条例第八条第二項の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの

イ 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場（トレーニングルームを除く。）、野球場、第一補助競技場、第二補助競技場、鳥取県民体育館（トレーニングルームを除く。）及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター（トレーニングルーム及びカヌー艇庫を除く。）、アーチエリー場及び屋根のある多目的広場の使用料（専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。）ロ 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のトレーニングルーム及び鳥取県民体育館のトレーニングルーム並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園あやめ池スポーツセンターのトレーニングルームの使用料

ハ 鳥取県立布勢総合運動公園のテニス場及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコートの使用料（多数のコートを貸し切る場合にあっては、ふさわしい行事を行う

ときに行なう。)

五 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成七年二月鳥取県条例第六号)第五条

の規定に基づく鳥取県立鳥取港海友館の使用料

六 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例(平成九年二月鳥取県条例第一号)

第七条の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの

イ マリンプラザ二十一の使用料

ロ 会議室の使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)

マ リングラザ二十一の使用料

七 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年七月鳥取県条例第二十

九号)第四条の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの

イ 入館料

ロ 展示室等使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)

八 鳥取県立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)第四条第一項の規定に基づく鳥取県立鳥取武道館、鳥取県立米子武道館

及び鳥取県立倉吉武道館の使用料のうち、施設使用料(貸切りの場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)

九 鳥取県立社会体育施設の設置及び管理に関する条例第四条第二項の規定に基づく鳥取県立倉吉武道館の使用料のうち、次に掲げるもの

イ プールの使用料

ロ 研修室の使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)

十 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第八号)第四条の規定に基づく使用料のうち、施設使用料(専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)

イ プールの使用料

ロ 研修室の使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)

別表第一(第三条関係)

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のもの	九・五四九
十万円を超える十万円以下のもの	一・九六三
二十万円を超える四十万円以下のもの	一・五一〇
四十万円を超える六十万円以下のもの	一・〇一八

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をいに公布する。

平成十年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 四 次

#### 鳥取県規則第三十五号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対する交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十一年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「90,945円」を「93,264円」、「0,999737880」を「0,997560945」に改め、同条の算式の符号B中「1.029」を「1.035」に改め、同条の算式の符号C中「平成7年度」を「平成8年度」、「1.055」を「1.157」に改める。

第四条の算式中「1.7868」を「1.8134」、「0.999699188」を「0.999269394」に改め、同条の算式の符号B中「1.0079」を「1.0023」、「1.0097」を「0.9786」に改める。

第五条の算式中「0.999758991」を「0.999560571」に改め、同条の算式の符号B中「1.071」を「0.953」、「1.000」を「1.140」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のもの	九・五四九
十万円を超える十万円以下のもの	一・九六三
二十万円を超える四十万円以下のもの	一・五一〇
四十万円を超える六十万円以下のもの	一・〇一八

六十万円を超える八十万円以下のもの	一・〇〇九
八十万円を超える百二十万円以下のもの	一・〇〇八
百二十万円を超える百六十万円以下のもの	一・〇〇七
百六十万円を超える二百萬円以下のもの	一・〇〇七
二百万円を超える三百万円以下のもの	一・〇〇一
三百万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第一を次のように改める。

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一三	一・〇一三	東郷町	○・九八〇	○・七一三
米子市	一・〇一五	○・九九二	三朝町	○・九九五	○・六四八
福岡町	一・〇〇七	○・八二八	岩国市	○・九九四	○・九八〇
倉吉市	一・〇一三	○・八一九	境港市	○・九〇六	○・六七八
船岡町	一・〇一八	○・七二九	大関町	一・〇一四	○・六四〇
河原町	○・九九七	○・六四一	北条町	○・九九七	○・六一六
若桜町	一・〇三一	○・六一一	大栄町	○・九九八	○・七〇六
東町	一・〇一三	○・七一四	赤伯町	一・〇〇五	○・六七九
高頭町	○・九九三	○・九九三	東伯町	一・〇〇八	○・九八〇
瀬戸町	○・九八七	○・六七八	西伯町	一・〇〇五	○・六七八
佐用町	○・九八七	○・七〇三	吉崎町	一・〇一八	○・七〇一
八幡町	○・九九八	○・九九八	岸町	○・九〇六	○・六七一
智頭町	○・九九三	○・九九三	会見町	一・〇一三	○・六七一
治町	○・九六九	○・九六九	日本町	一・〇一三	○・九三五
高町	一・〇〇五	○・九六九	淀江町	一・〇一三	○・七一四
頭町	○・九九三	○・九九三	大和町	一・〇一三	○・九三五
治町	○・六三一	○・六三一	吉津町	一・〇一三	○・九三五
高町	○・九七三	○・九七三	山町	一・〇一七	○・七一四
頭町	○・五九三	○・五九三	中町	一・〇〇一	○・六一八
治町	○・六三一	○・六三一	名町	一・〇一七	○・六一八
高町	○・九七三	○・九七三	山町	一・〇一七	○・五九三
頭町	○・九七三	○・九七三	山町	一・〇一七	○・五九三
治町	○・九七三	○・九七三	町	一・〇一七	○・五九三

別表第二（第三条関係）

六十万円を超える八十万円以下のもの	一・〇〇九
八十万円を超える百二十万円以下のもの	一・〇〇八
百二十万円を超える百六十万円以下のもの	一・〇〇七
百六十万円を超える二百萬円以下のもの	一・〇〇七
二百万円を超える三百万円以下のもの	一・〇〇一
三百万円を超えるもの	一・〇〇〇

鹿野町	○・九九一	○・六八二	日野町	○・九九八	○・六五五
青谷町	○・九八九	○・六四八	江府町	○・九八〇	○・六二三
羽合町	一・〇四一	○・六七三	溝口町	○・九九五	○・六八〇
泊村	一・〇〇五	○・五八七			

## 附則

(施行期日等)

1 いの規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に對して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關する規則（以下「改止後の規則」といふ。）の規定は、平成十年度分の普通交付税から適用する。

(市町村民税の所得割に係る特例加算額の算定に用いる額の算定方法)

2 市町村民税の所得割に係る市町村との普通交付税に關する省令（昭和三十七年自

治省令第十七号）附則第十九条の五第一項第一号の額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$[(93,264円 \times \alpha') \times A - B + C + D] \times 0.731 \times 0.997873701$$

(93,264円 ×  $\alpha'$ ) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 改正後の規則第3条の算式の符号Aに同じ。

B 改正後の規則第3条の算式の符号Bに同じ。

C 改正後の規則第3条の算式の符号Cに同じ。

D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る平成10年度の当初調定に係る税額として知事が調査した額

$\alpha'$  附則別表に定める単位額補正率

## 附則別表

市町村名	単位額補正率	市町村名	単位額補正率
鳥取市	一・一八〇	東郷町	○・八六九

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

### 人事委員会規則

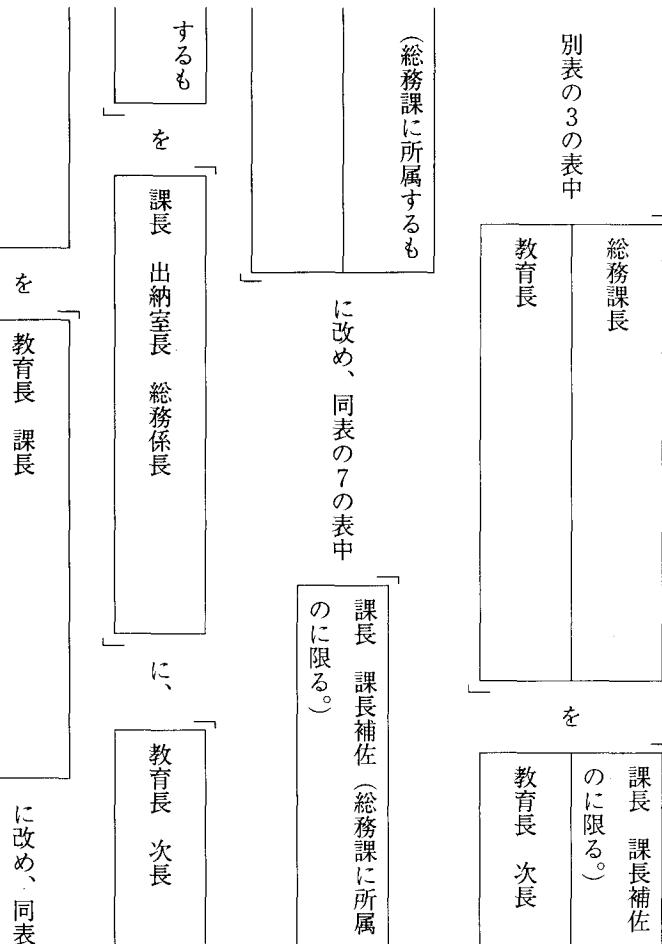
泊	羽	青	鹿	智	佐	用	河	船	郡	岩	境	倉	米	子
合	谷	高	野	頭	治	瀬	原	岡	家	府	港	吉	市	市
村	町	町	町	町	村	町	町	町	町	町	市	町	市	市
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
七三六	八一三	七八九	七八五	七七五	六六九	八三三	八五六	八二六	七二九	八二六	七八五	九六三	九六七	一二三六
溝	江	日	中	名	大	淀	岸	赤	東	大	北	関	三	一・二三六
口	府	野	山	和	山	江	吉	西	伯	栄	条	金	朝	六五一
町	町	町	町	町	町	町	津	伯	町	町	町	町	町	七八八
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
八二八	七七三	七九六	七六五	七三七	七五四	七八九	八八二	八四七	八二一	八二	七八五	七六五	七八三	七八五

平成十年七月二十四日

### 鳥取県人事委員会規則第十四号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。



中部クリーンセンター ほうきリサイクルセンター	事務局 所長	機関 局長 次長 課長	機関 職
----------------------------	-----------	----------------	---------

48 鳥取中部ふるさと広域連合

病院 課長	機 副病院長 看護婦長	機 局長 總看護婦長	職
----------	-------------------	------------------	---

47 日野病院組合

局長 次長 課長 会計室長
---------------

の次に次のように加える。

に改め、同表の46の表

に改め、同表の42の表及び43の表中  
を  
局長 課長の19の表中  
教育長  
教育長 課長 室長  
を  
教育長 課長 室長附則  
この規則は、公布の日から施行する。摩瑠山斎場  
場長